

令和元年度定期監査(3)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和元年度定期監査(3)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、小泉純二前監査委員および齊藤静夫前監査委員は令和元年5月29日まで関与し、小川けいこ監査委員および酒井妙子監査委員は同年6月13日以降関与した。

記

1 概要

実施時期

令和元年5月20日から同年7月8日までの間において実日数4日間

方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を技術面を中心に検証した。

ア 一般的事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) 環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。また、竣工後の手続は適切に処理されているか。

イ 重点事項

- (ア) バリアフリーおよび建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 学校生徒(児童)・周辺区民の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

対象工事

ア 仮称練馬区立下石神井五丁目公園整備工事

イ 道路整備工事（江古田C路線・主30号線）

対象部課

ア 都市整備部東部地域まちづくり課

イ 土木部道路公園課

ウ 土木部維持保全担当課

エ 土木部計画課

2 監査結果

適正に行われていた。